

宮崎県情報公開条例の一部改正（素案）に対する意見の募集について

令和4年7月13日

宮崎県総務部総務課

宮崎県情報公開条例は、県民の皆様の「知る権利」を尊重する目的で制定され、条例に基づき「公文書開示請求」の制度を設けています。

この「公文書の開示を請求する権利」は誰もが持っており、利用することができますが、近年、条例の目的から逸脱した「請求する権利の濫用」と見受けられる請求（広範囲、大量の文書を請求し、閲覧しないなど）が発生し、行政事務が停滞する事例が起っています。

この権利は、条例の趣旨や目的に則って正当に行使すべき一定の責務があることから適正な制度の活用を推進し、円滑な行政運営を確保するため、本条例の一部を改正し、適正な請求についての規定を追加することを検討しています。

つきましては、この素案について、県民の皆様の御意見を募集いたします。

1 改正（素案）の内容

「公文書の開示を請求する権利」について、本来の目的を逸脱し、その権利を濫用することを禁止する規定を設けます。

改正（素案）のポイント

- 「権利の濫用」と判断する一例
 - ・ 行政事務の停滞が目的であることが明らかに認められる請求
 - ・ 特定の職員や所属に対する害意が明らかに認められる請求
- 権利の濫用と見受けられる請求があった場合、個別の事案ごとに慎重に検討し判断
- 知る権利の妨げにならないよう、専門家の意見を聴きながら一定の基準を定め、厳格に運用

2 施行時期（予定）

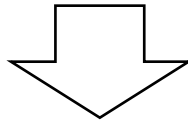
令和4年12月（公布の日）

宮崎県情報公開条例の一部改正（素案）

（現行）

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。



（改正素案）第5条に第2項を追加

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

権利の濫用と見受けられる請求があった場合、個別の事案ごとに慎重に検討し、条例の趣旨、目的から逸脱していないか、社会通念上妥当と認められる範囲を超えないものであるか等、総合的に判断することになります。

なお、条例の目的である「知る権利」を妨げることがないように、宮崎県公文書開示審査会等、専門家に意見を聴きながら一定の基準を定め、厳格に運用していきます。